

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深沢洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

平成20年11月25日

ハッ場ダム住民訴訟最終弁論 環境の弁論の要旨

原告ら代理人

弁護士 大木 一 俊

ハッ場ダム建設が環境に与える影響とその違法性

1 ハッ場ダム予定地周辺の豊かな自然環境

ハッ場ダム貯水池周辺地域には、植物では貴重種を含む1032種の陸上植物と6科7種の大型水生生物が生育しています。

また、動物では、

天然記念物のニホンカモシカ、準絶滅危惧種のホンドモモンガとヤマネなど15科

23種のは乳類(添付資料その1)

絶滅危惧 B類のイヌワシ、クマタカ(添付資料その2,3)絶滅危惧 類のオオカタ、ハヤブサなど37科140種の鳥類

3科5種の爬虫類

4科5種の両生類、

97科1273種の陸上昆虫類等

が生息しています。

また、ハッ場ダム予定地には、文化財保護法に基づき国の名勝に指定されている吾妻渓谷が存在しています(添付資料その4~7)。

ハッ場ダム予定地周辺には、貴重な自然景観や豊かな生物多様性が存在しますが、ダム建設によりそれらが失われてしまいます。

また、ハツ場ダムは、ダム湖による住居の水没をはじめとして、人間社会にも多大な影響を及ぼしますし、溜めた水を飲料水として使用するためには、富栄養化の防止や酸性水の中和対策等に、完成後も膨大な費用を要します（添付資料その 8～12）。

3 環境影響評価義務とその違反の効果

自然環境は、将来世代を含めた人類及び他の生物の生存の基盤ですので、むやみにこれを破壊することは許されません。そこで、ダム建設事業のように環境に著しい影響を与えるおそれのある行為については、環境影響評価（以下「環境アセス」と略します）が必要になります。

この環境アセスは、1969年にアメリカの国家環境政策法によって制度化されましたが、日本でも、日光太郎杉事件判決（宇都宮地裁 1969年4月9日添付資料その13）や四日市大気汚染訴訟判決（津地裁四日市支部 1972年7月24日）によって、条理法上の義務として認められています。また、生物多様性条約が発効した1993年12月29日以降は、同条約14条1項によっても要求されます。

環境アセスが必要であるのに実施されなかった場合や、形式的には実施された場合であっても、事案に即した適切なものでない場合には、この条理法上および生物多様性条約上の義務違反としてその行為は違法とされます（添付資料その14）。

4 1985年環境アセスメントと追加調査の不十分さ

85年アセス書

本件ハツ場ダム建設事業について、国交省は「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年7月1日建設事務次官通知）に基づき環境アセスを実施して、1985年11月にその結果を「ハツ場ダム環境影響評価書」（以下「85年アセス書」という）としてまとめ、その後も国交省は各種の追加調査を行っています（添付資料その15）。しかし、これらには以下のとおり根本的な問題があります。

記述不足

85年アセス書は75頁のものですが、1頁あたり最大875字(35字×25行)で、見出しだけの行や空白の行が多く、全体の情報量が少ない上に、肝心の環境の予測と評価、環境保全対策については、それぞれ9頁、2頁しかなく、記述が極めて不足しています(添付資料その16)。

内容の不十分さ

また、85年アセス書は、水質、地形・地質、植物、動物及び自然景観の全項目について内容が不十分です。ここでは、植物の項目を例にあげます(添付資料その17)。

調査結果(甲E2の42~48頁)

陸上植生については、ダム周辺の群落の特徴等が図示されていますが、引用文献等が示されておらず、また、現地調査を行ったのであれば、その調査の時期や方法の妥当性を確保するためには、そのことを記述すべきですが、なされていません。

これでは、対象地域の植生について環境アセスに必要な調査が行われ、きちんとデータが集められたのか、判断するのは困難です。

影響予測と評価(同67~68頁)

「周辺一帯の山々には広大な同種林が広がっているので、失われる植生はわずかなものであり、影響はない」というのが結論です。

吾妻渓谷の上流部4分の1とさらにその上流の吾妻川流域が広大なダム湖となり、その半分はミズナラ林、コナラ林であるということは、流域植生にとっては、きわめて大きな変化が生じることになります。このように影響を予測する範囲を無限に広げて、失われる森林面積は微々たるものと主張するのは、無意味であり、詭弁に過ぎません。

また、藻類については、ダム湖の停滞水域では、季節的にどのような消長が起こり、水質にどのような影響があるのか予測する必要がありますが、なされていません。

保全対策(同74頁)

「ハッ場ダムにより、消失または影響を受ける植生に貴重なし注目すべきものはないので、環境保全上問題なし」という結論ですが、まともな評価をしたとはい

えません。

また「保全対策」の内容は書かれておらず、本当に有効な保全対策がなされる保証はありません。

85年アセス書以降の追加調査との比較において

平成15年度及び平成16年度ハツ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書（甲E13, 9）等）によれば、ハツ場ダム予定地周辺地域では、クマタカ、ハヤブサなど貴重な生物が多数確認されています。しかし、85年アセス書ではこのような詳細な調査報告はなされていませんでした。このことは、85年アセス書が極めて杜撰であることを示しています。

まとめ

以上から明らかなように、85年アセス書は旧建設省が定めた「78年措置方針」（甲E18）および「78年技術指針案」にも悖り、環境保全のために実効あるものとは到底言えず、環境アセスの名に値しません（添付資料その18、19）。

5 種の保存法違反

ハツ場ダム予定地周辺において、種の保存法により国内希少野生動物種として指定されているイヌワシ、クマタカ、オオタカ、オジロワシ、ハヤブサの5種の生息が確認されています。ハツ場ダム建設は、これら指定種の生息地を減少させ、また採餌行為を制限し、これらの生存を断ち切ることは確実です。

よって、ダム建設の続行は、指定種の捕獲等の禁止を謳った種の保存法9条に反する違法な行為となります（添付資料その20）。

6 結論

ハツ場ダム建設事業は、自然環境に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、種の保存法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境アセスが実施されておらず、環境アセス義務を怠った違法な事業というほかありません。

ニホンカモシカ



国の特別天然記念物

1

イヌワシ

絶滅危惧種(現絶滅危惧 B類)



インターネット自然研究所ホームページより

2

クマタカ



絶滅危惧種（現絶滅危惧
B類）

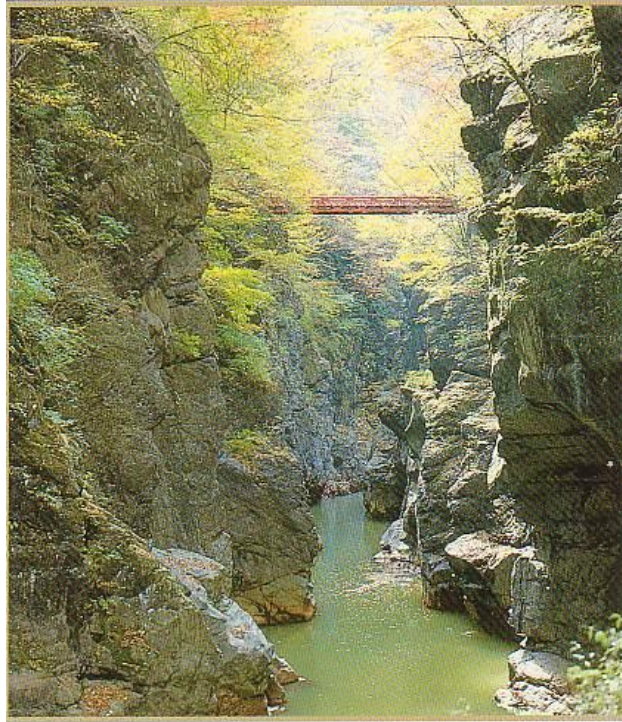
3

吾妻溪谷



4

吾妻溪谷(新緑)



5

吾妻溪谷 (秋)

もみじ台下の八丁暗がり



(中村庄八氏の資料)

6

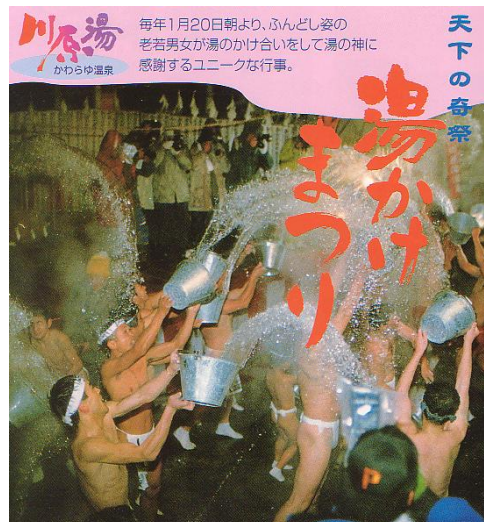
吾妻溪谷(冬)



7

失われる生活環境

- 鎌倉時代からの歴史がある、自然豊かな川原湯温泉が失われる。



8

風情のある川
原湯温泉が失
われる。



9

中和水を貯留する品木ダム



水は白濁し、常時沈殿物の
浚渫が必要

10

ダム予定地

吾妻川上流部から、草津温泉等の多くの観光地、嬬恋のキャベツ畑や、5千頭以上の牛がいる牧場などから、多量（数十万人の都市に相当）の栄養塩類が流入。



流水がたまり水になると、藻類（植物プランクトン）の異常増殖が進行し、異臭物質が生成される。



有機物が水道原水に加えられた塩素と反応して発がん性の疑いのあるトリハロメタンが生成される。

11

ハッ場ダムが引き起こす水質の悪化

ハッ場ダム完成後の景観イメージ



ダム湖水は植物プランクトンの増殖のために緑色を呈する。護岸の水辺付近は植生が貧しく、それより上は帰化植物が優先する群落に覆われる。

(群馬大学社会情報学部 戸叶知美さんの卒業研究論文より(石川真一研究室))

12

日光太郎杉事件判決

- 土地収用法20条3号所定の「土地の適正且つ合理的な利用に寄与する」ということについて、条理上要求される環境影響評価過程のあり方を示してみせたものといえよう。そして、このような考え方に基づけば、行政法上、明文規定がない場合においても、事案に即して条理法上の行政上の環境アセスメント義務が認められることになる。(山村恒年)



13

環境影響評価(アセスメント)

制度化されている場合は勿論のこと、そうでない場合であっても、事案に即して条理法上の義務として要求される。

やればいいということではない。
適正になされる必要がある。

14

建設省関東地方建設局 昭和60年（1985） ハッ場ダム環境影響評価書

(85年アセス書)



昭和53年（1978）

建設省事務次官通知

「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日 計環発第3号）」
(以下, 78年措置方針)

別添「建設省所管事業環境影響評価技術指針（案）（建設省官技発第293号 昭和53年7月1日）」(以下, 78年技術指針案)

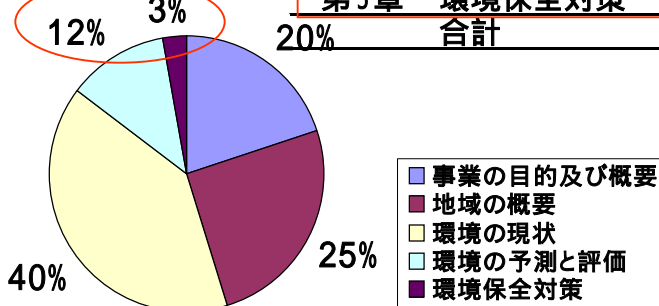
15

85年アセス書

表. 85年アセス書のページ配分.

重要部分が
わずか！

章	内容	ページ数	%
第1章	事業の目的及び概要	15	20.0
第2章	地域の概要	19	25.3
第3章	環境の現状	30	40.0
第4章	環境の予測と評価	9	12.0
第5章	環境保全対策	2	2.7
合計		75	



16

85年アセス書の問題点 (3) 植物

(3)植物	85年アセス書	問題点	評価
調査結果	・記述は1ページのみで 植生の概要を簡単に述べただけ	・いつの植生図か不明 ・調査の時期や方法が書かれていない	・調査とデータ不十分,判断するのは困難
影響予測と評価	・(陸上植物) 失われる植生はわずかで影響はない ・(湖面付近) 影響はない ・(水中植物) 変化に適応した植生が形成される (1ページ弱)	・ダム湖による影響予測がされていない ・水位変動の影響を予測していない ・ダム湖での藻類の消長と水質への影響を予測していない	・影響を予測する範囲を無限に広げて,失われる森林面積は微々たるものと主張するのは,無意味であり,詭弁に過ぎない ・判断の根拠が示されていない.
保全対策	・消失または影響を受ける植生に 貴重種,注目種はないので問題なし	・保全の配慮,対策の具体的記述はない	・言葉だけで中身がない

17

85年アセス書についてのまとめ

「78年措置方針」と「78年技術指針案」にきちんと従っていない



- ・ 現地調査も文献調査も不十分
- ・ 環境や生物への影響予測は科学的でない
- ・ 評価, 保全対策も合理的でない
- ・ 調査, 予測, 評価が論理的に一貫していない



・はじめに「影響はほとんどない」という結論があり, それに向けて不十分な調査結果や影響予測, 保全対策が並べられている

18

85年アセス書についてのまとめ

したがって 85年アセス書は、環境アセスメントの名に値しないと言える

- たしかに、85年当時の環境アセスは、後のものに比較すれば、項目が少なく、内容も比較的単純である
- しかし、85年アセスは、当時においても、科学的かつ適正に実施されなければならなかった

19

種の保存法違反のダム事業

- 種の保存法により国内希少野生動物種として指定されている生物のうち、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、オジロワシ、ハヤブサの5種の生息が確認、オジロワシを除く4種は繁殖も確認。
- 適切な保全措置が講じられないままダム工事が進行することは、これら指定種の営巣放棄を招来するのであり、それは捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁ずる種の保存法9条に違反する行為となる。

環境影響評価は本来このような結果を防止するためになされなければならないものである。

20